

## 富貴中学校部活動に係るガイドライン

平成30年5月7日  
学 校 長 裁 定

本校では、運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）に則り、以下を基準として設定する。なお、文化部の活動においてもこれに準じるものとする。

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、また、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に開催される大会等への参加は精選することとし、大会参加等でこれを超えて活動した場合は、休養日を他の日に振替える。）
- 2 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いをする。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 3 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動をする。
- 4 3の内容を踏まえ、夏場（下校時刻が18時15分の期間）は朝の活動は行わない。また、冬場（下校時刻が16時30分の期間）は授業後の活動は行わない。
- 5 部活動顧問は、週末の活動計画を含めた各月活動計画書、及び対外試合届けを事前に校長に提出し、承認を受けるものとする。
- 6 本ガイドラインは、愛知県教育委員会、武豊町教育委員会が今後策定する「運動部活動の方針」等を参酌し、必要に応じて見直すものとする。